

平成二十二年政令第五十七号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定離島）

第一条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。

（低潮線保全区域）

第二条 法第五条第五項の政令で定めるものは、別表に掲げる海域並びにその海底及びその下とする。

（低潮線保全区域内における制限行為で許可を要しない行為）

第三条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定による同法第二条第三項に規定する海岸保全区域等の管理に係る行為

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者が行う同条第七項に規定する港湾工事

三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定による特定漁港整備事業計画並びに同法第二十六条の規定による漁港管理規程に基づいて行う行為並びに同法第四十四条第一項に規定する認定計画（同法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面の占有に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は同法第五十条第一項各号に掲げる事項）が定められたものに限る。）に従つて行う行為（同法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内において行うものに限る。）

（特定離島港湾施設の存する港湾において占有の許可等を要する水域の上空及び水底の区域）

第四条 法第九条第一項の政令で定める区域は、水域の上空メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）

第五条 法第九条第一項第三号の政令で定める行為は、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とする。

（水域施設について水域の占有の許可等を行うことができる場合）

第六条 法第九条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占有が必要となる場合

二 前号に掲げるもののほか、拠点施設に電気を供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は管理のため水域の占有が必要となる場合

三 沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占有が必要となる場合

附則 抄

（施行期日）
一 この政令は、法の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

附則 （平成二十二年七月二日政令第一六七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二十三年五月三〇日政令第一五八号） 抄
（施行期日）
一 この政令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

附則 （令和五年一〇月一八日政令第三〇四号）
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表（第二条関係）
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

- イ 北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三九秒の点
- ロ 北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三九秒の点

- ハ 北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三五秒の点
- ニ 北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三五秒の点

二 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

- イ 北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分二秒の点
- ロ 北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分二秒の点

- ハ 北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分八秒の点
- ニ 北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分八秒の点

三 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

- イ 北緯四二度五九分五〇秒東経一四四度一分一八秒の点
- ロ 北緯四二度五九分四六秒東経一四四度一分一八秒の点

- ハ 北緯四二度五九分四六秒東経一四四度一分一八秒の点
- ニ 北緯四二度五九分五〇秒東経一四四度一分一四秒の点

四 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

- イ 北緯四二度五九分二七秒東経一四四度一分三秒の点
- ロ 北緯四二度五九分二三秒東経一四四度一分三秒の点

- ハ 北緯四二度五九分二三秒東経一四四度一分三秒の点
- ニ 北緯四二度五九分二七秒東経一四四度一分三秒の点

五 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

- イ 北緯四一度五五分三秒東経一四三度一分三九秒の点
- ロ 北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一分三九秒の点

- ハ 北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一分三九秒の点
- ニ 北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一分三五秒の点

- ニ 北緯四一度五五分三秒東経一四三度一分三五秒の点
- 六 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

イ 北緯三九度三三分二一秒東経一四二度四分二五秒の点

- ロ 北緯三九度三三分一七秒東経一四二度四分二五秒の点
- ハ 北緯三九度三三分一七秒東経一四二度四分二一秒の点

- ニ 北緯三九度三三分二一秒東経一四二度四分二一秒の点
- 七 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ 北緯三九度三二分四九秒東経一四二度四分二一秒の点

- ロ 北緯三九度三二分四九秒東経一四二度四分二一秒の点
- ハ 北緯三九度三二分四四秒東経一四二度四分二一秒の点

- ニ 北緯三九度三二分四四秒東経一四二度四分二一秒の点
- 八 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ 北緯三九度二七分五五秒東経一四二度四分四一秒の点

- ロ 北緯三九度二七分五五秒東経一四二度四分四一秒の点
- ハ 北緯三九度二七分五五秒東経一四二度四分四一秒の点

- ニ 北緯三九度二七分五五秒東経一四二度四分四一秒の点
- 九 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ 北緯三九度六分一七秒東経一四一度五五分二四秒の点

- ロ 北緯三九度六分一七秒東経一四一度五五分二四秒の点
- ハ 北緯三九度六分一七秒東経一四一度五五分二四秒の点

- ニ 北緯三九度六分一七秒東経一四一度五五分二〇秒の点

四	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	北緯二七度一四分三八秒東經一四〇度五二分二六秒の点
二	北緯二七度一四分三八秒東經一四〇度五二分二二秒の点	
ホ	北緯二七度一四分四二秒東經一四〇度五二分二〇秒の点	
ハ	北緯二七度一四分五二秒東經一四〇度五二分二〇秒の点	
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	
イ	北緯二五度二五分五七秒東經一四一度一六分二〇秒の点	
ロ	北緯二五度二五分四九秒東經一四一度一六分二〇秒の点	
ハ	北緯二五度二五分四九秒東經一四一度一六分一六秒の点	
ニ	北緯二五度二五分五七秒東經一四一度一六分一六秒の点	
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	
イ	北緯二四度四八分九秒東經一四一度一六分四六秒の点	
ロ	北緯二四度四八分四秒東經一四一度一六分四六秒の点	
ハ	北緯二四度四八分四秒東經一四一度一六分四二秒の点	
ニ	北緯二四度四八分九秒東經一四一度一六分四二秒の点	
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	
イ	北緯二四度四四分五秒東經一四一度一七分四秒の点	
ロ	北緯二四度四四分四一秒東經一四一度一七分四秒の点	
ハ	北緯二四度四四分四一秒東經一四一度一七分の点	
ニ	北緯二四度四四分四一秒東經一四一度一七分の点	
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	
イ	北緯二四度一八分八秒東經一五三度五九分一秒の点	

ロ	北緯二四度一八分七秒東經一五三度五九分三秒の点
ハ	北緯二四度一八分五秒東經一五三度五九分二四秒の点
ニ	北緯二四度一八分二秒東經一五三度五九分一五秒の点
ホ	北緯二四度一八分一秒東經一五三度五九分一六秒の点
ハ	北緯二四度一七分五七秒東經一五三度五九分一六秒の点
ト	北緯二四度一七分五七秒東經一五三度五九分一二秒の点
チ	北緯二四度一七分五八秒東經一五三度五九分一一秒の点
リ	北緯二四度一八分一秒東經一五三度五九分一〇秒の点
又	北緯二四度一八分三秒東經一五三度五九分四秒の点
ル	北緯二四度一八分七秒東經一五三度五九分四秒の点
ヲ	北緯二四度一八分八秒東經一五三度五九分六秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とフに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二四度一六分五六秒東經一五三度五九分二一秒の点
ロ	北緯二四度一六分四九秒東經一五三度五九分二一秒の点
ハ	北緯二四度一六分四八秒東經一五三度五九分二〇秒の点
ニ	北緯二四度一六分四六秒東經一五三度五九分一九秒の点
ホ	北緯二四度一六分四四秒東經一五三度五九分一七秒の点
ハ	北緯二四度一六分四三秒東經一五三度五九分一五秒の点
ト	北緯二四度一六分四三秒東經一五三度五九分四秒の点
チ	北緯二四度一六分四七秒東經一五三度五九分四秒の点
リ	北緯二四度一六分四八秒東經一五三度五九分一二秒の点
又	北緯二四度一六分四九秒東經一五三度五九分一三秒の点
ル	北緯二四度一六分五〇秒東經一五三度五九分一五秒の点

ヲ	北緯二四度一六分五二秒東經一五三度五九分一六秒の点
ワ	北緯二四度一六分五六秒東經一五三度五九分一七秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とヌに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二四度一七分一秒東經一五三度五八分一〇秒の点
ロ	北緯二四度一七分五秒東經一五三度五八分一〇秒の点
ハ	北緯二四度一七分四秒東經一五三度五八分一秒の点
ニ	北緯二四度一七分東經一五三度五八分一秒の点
ホ	北緯二四度一七分東經一五三度五八分七秒の点
ハ	北緯二四度一七分一秒東經一五三度五八分五秒の点
ト	北緯二四度一七分三秒東經一五三度五八分四秒の点
チ	北緯二四度一七分七秒東經一五三度五八分四秒の点
リ	北緯二四度一七七一〇秒東經一五三度五八分五秒の点
又	北緯二四度一七七一〇秒東經一五三度五八分六秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二四度一七七一〇秒東經一五三度五八分一七秒の点
ロ	北緯二四度一七七一五秒東經一五三度五八分一七秒の点
ハ	北緯二四度一七七一五秒東經一五三度五八分一三秒の点
ニ	北緯二四度一七七一〇秒東經一五三度五八分一三秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二四度一七分五八秒東經一五三度五八分五六秒の点
ロ	北緯二四度一七分五四秒東經一五三度五八分五六秒の点
ハ	北緯二四度一七分五四秒東經一五三度五八分五二秒の点

ニ	北緯二四度一七分五八秒東經一五三度五八分五二秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分四八秒東經一三六度六分八秒の点
ロ	北緯二〇度二五分四七秒東經一三六度六分一二秒の点
ハ	北緯二〇度二五分四二秒東經一三六度六分一二秒の点
ニ	北緯二〇度二五分四二秒東經一三六度六分八秒の点
ホ	北緯二〇度二五分四四秒東經一三六度五分五三秒の点
ハ	北緯二〇度二五分四八秒東經一三六度五分五三秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とトに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分四四秒東經一三六度六分二一秒の点
ロ	北緯二〇度二五分四二秒東經一三六度六分二一秒の点
ハ	北緯二〇度二五分三八秒東經一三六度六分二六秒の点
ニ	北緯二〇度二五分三八秒東經一三六度六分二一秒の点
ホ	北緯二〇度二五分三九秒東經一三六度六分一秒の点
ハ	北緯二〇度二五分四〇秒東經一三六度六分一秒の点
ト	北緯二〇度二五分四四秒東經一三六度六分一八秒の点
イ	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分三三秒東經一三六度六分三四秒の点
ロ	北緯二〇度二五分二二秒東經一三六度六分三四秒の点
ハ	北緯二〇度二五分二二秒東經一三六度六分三〇秒の点
ニ	北緯二〇度二五分三三秒東經一三六度六分三〇秒の点

